

平成25年9月第23回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成25年9月20日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常 太 郎	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
商工観光課長		都市建設課長	日 下 初 夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市	上下水道課長	作 間 行 雄
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	教育課長	岩 城 敏 夫
会計管理者	鈴 木 久 子	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
会計課長			
学務課長	遠 藤 敏 夫		
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第 6 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 24 年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成 24 年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成 24 年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 24 年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 24 年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 24 年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 24 年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 平成 24 年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 平成 24 年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 10 号 平成 24 年度亙理町水道事業会計決算認定について
(以上 10 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 13 議案第 125 号 工事請負変更契約について (平成 24 年度町営下
茨田住宅外壁改修工事)

日程第14 議案第126号 訴えの提起について

日程第15 議案第127号 教育委員会委員の任命について

日程第16 議発第 3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方
の財源確保のための意見書

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第18 委員会の閉会中の先進地調査申し出について

午前 10時00分 開議

議長（安細隆之君） 会議が始まる前に議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを許可しておりますので、ご了承願います。

また、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、16番 鞠子幸則議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案3件が提出されております。

第2、さきに委員会に付託しておりました平成24年度亘理町各種会計決算認定について、決算審査特別委員会から審査報告書を受理しております。

第3、議員提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

第4、各常任委員会並びに議会運営委員会から閉会中の継続調査の申し出を受

理しております。

第5、産業建設常任委員会及び教育福祉常任委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案の説明を申し上げさせていただきます。

今回、追加議案としてご提案申し上げますのは議案3件であります。よろしくご審議方、お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第125号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事）につきましては、6月定例会にて議決いただきました下茨田町営住宅の改修工事において、当初予定していなかった南側バルコニーの手すりなどが老朽化等により改修が必要となり、請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第126号 訴えの提起についてにつきましては、吉田地区災害公営住宅整備事業及び町道板橋一本松線道路改良工事等において、売買で取得した土地に永小作権設定登記がなされており、民法第276条の規定により永小作権設定登記抹消登記手続請求に関し、今回、仙台地方裁判所に対しまして、本町の顧問弁護士を代理人として永小作権の抹消請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第127号 亙理町教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員玉田俊一氏が平成25年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の手腕力量、さらには学識経験からいたしましても再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるも

のであります。

以上、提出議案について概要説明申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げ、追加議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1 号 平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第3、認定第1号 平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員会委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

決算審査特別委員会委員長（佐藤アヤ君） おはようございます。

決算特別審査特別委員長の佐藤でございます。

私から決算審査報告書を報告させていただきますが、皆さんに配付しております委員会審査報告書を読み上げまして報告にかえたいと思います。

亶理町議会議長、安細隆之殿。決算審査特別委員会委員長、佐藤アヤ。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。付託事件。認定第1号 平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、認定第5号 平成24年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定について。

審査の経過。第23回亶理町議会定例会の8日目に当委員会に付託されました平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算外9件の認定案を審査するため、9月13日から9月19日までの4日間、委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

(1) 方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亶理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかを審査いたしました。

(2) 経過。9月13日金曜日、認定第1号 平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月17日火曜日、認定第1号 平成24年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。

認定第3号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月18日水曜日、認定第2号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成24年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 平成24年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定審査。

9月19日木曜日、現地調査。

(3) 審査結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査を行った結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上、報告いたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの以上10件は、議長及び議会選出監査委員を除く15人の委員をもって4日間審査したのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成24年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成24年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成24年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成24年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成24年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成24年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成24年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成24年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成24年度亘理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成24年度亶理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第125号 工事請負変更契約について（平成24年度
町営下茨田住宅外壁改修工事）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第125号 工事請負変更契約についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思
います。

それでは、議案第125号 工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

議案第125号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1
項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

まず、工事名としまして、平成24年度、町営下茨田住宅外壁改修工事でございます。

請負金額。変更請負金額が8,051万1,900円。原請負金額が7,350万円。701万
1,900円の増額でございます。

契約の相手方については、亶理町字東郷209番地5、阿部春建設株式会社でござ
います。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。資料になります。

契約年月日については、平成25年6月17日ということで、今回の工事の変更の概要につきましては、現地におきまして下茨田住宅の外壁について現地精査をした結果、1号棟、2号棟ともにクラック、いわゆるひび割れ補修の長さが少なくなったことと、欠損部の補修が新たに生じたこと、それからバルコニーの手すりがさびにより劣化が進んでおり、既設バルコニーを撤去しまして手すりを新設するものでございます。

変更後の数量につきましては、この表に記載のとおりでありまして、1号等につきましては、クラック補修が当初設計で450メートル計上していたものを208メートルに変更するもの。それから、新たに変更により計上するものとしまして、北側格子のアンクル切断溶接が96カ所。南側バルコニー手すり補修が6カ所。基礎モルタル塗りが69平米。

2号等につきましては、クラック補修が当初設計では450メートル計上しておりましたが、変更により228メートルに変更するもの。それから、新たに変更で計上するものとしまして、北側のスチール格子撤去、それからアルミ格子設置として24カ所。南側バルコニースチール手すり撤去。それから、アルミの手すり新設として186メートル。基礎モルタル塗りが82平米。それぞれの格子において変更するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じ、平成26年2月28日まででございます。

図面等につきましては、3 ページ目が1号棟の立面図。4 ページ目が2号等の立面図でございまして、赤でマーキングした部分が今回の変更部分となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明ありましたけれども、今回701万1,900円の増額であります。

2 ページに工種ごとにどう増減されているのか金額を述べてください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、工種ごとの金額ということでございます。

最初に、1号棟につきましては、これは手すりの補修でございます。2号棟につきましては、手すりの撤去、交換と、このようなことございまして、第1号棟ク

ラック補修につきましては、これはメートル数が242メートルほど減っております。そのために金額も減っております。この額が104万円でございます。その下、1号棟の北側格子アングル切断溶接、これは96基。これが35万円の増でございます。その下、南側のバルコニーの手すりの補修、これ6カ所。4万円でございます。1号棟のその下です。基礎モルタル塗り、69平米。これ11万円の増でございます。

2号棟につきましては、クラック補修が222メートルほど減っておりますので、金額が106万円ほどの減でございます。その下、2号棟の北側スチール格子撤去と、そしてまたアルミの設置、これは24カ所。これは139万円の増でございます。その下、南側バルコニースチール手すりを撤去してアルミの手すりを新設すると。これが186メートル、646万円の増でございます。2号棟の基礎モルタル塗り、これが87平米、15万円の増でございます。

あと、その下が空欄ですけれども、その他の経費としまして61万円と。合計で701万円でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明されましたけれども、1号棟の基礎モルタル塗りとか、2号棟の基礎モルタル塗りは、これは当初わからなかったのですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 当初は、見込んでございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけです。

6月議会に提出された工事請負契約の変更ですけれども、同じく6月定例会に第83号ということで、町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事が議会で可決されましたけれども、この工事費の変更はないんですね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 袖ヶ沢住宅、きのうの現地調査でもしますけれども、1号棟は平成24年度でもって完成してございます。今年度、平成25年度で2号棟、3号棟、4号棟、今現在しておりますので、現段階での変更はございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 1号棟、2号棟の図面を見ても、それから工事の概要を見ましても階段の手すりの設置というのが載っていないように思われるんですが、これはどうなっているんでしょう。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回は、外壁工事でございます、階段の手すりは屋上防水工事の中で計画してございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 済みません、それじゃあ、いつごろされるのか、教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 業者につきましては、同じ阿部春建設さんでございますので、最初この外壁工事が終わりましたから屋上工事と。このように計画をしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第125号 工事請負変更契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号 工事請負変更契約についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第126号 訴えの提起について

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第126号 訴えの提起についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、議案第126号について説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

議案第126号 訴えの提起について。

町は、永小作権設定登記抹消登記手続請求に関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を経て、下記のとおり訴えを提起する。

1、被告となるべき者の住所、氏名。宮城県亶理郡山元町八手庭字屋敷13番地、清野正昭外20名の方でございます。記載のとおりでございます。

続いて、6 ページをお開きいただきたいと思います。

2、所在地につきましては、所在、地番、地目、地積の順に申し上げます。

(1) 亶理郡亶理町吉田字堰下78番2、用悪水路、14平方メートル。(2) 同じく80番2、用悪水路、7.00平方メートル。(3) 同じく80番3、公衆用道路、25平方メートル。(4) 同じく80番1、畑、153平方メートル。(5) 同じく80番5、田、295平方メートルでございます。

3、事件の要旨。吉田地区災害公営住宅整備事業において、亶理町吉田字堰下80番1、80番5について、平成25年1月11日、売買により齋藤敬一から所有権を取得した。

町道板橋一本松線道路改良工事等で、亶理町吉田字堰下78番2、80番2について、昭和46年12月10日、売買により齋藤敬一の父、齋藤哲男から所有権を取得した。また、亶理町吉田字堰下80番3については、同じく平成元年3月31日、売買により齋藤哲男から所有権を取得した。

上記の土地には、仙台法務局名取出張所明治36年5月7日受付第2160号をもって清野四郎治を権利者とする永小作権設定登記がなされており、清野四郎治は大正10年6月4日死亡し、その子である清野善治郎が家督相続したが、清野善治郎は昭和39年2月10日死亡し、その後の相続については未相続であった。

上記の土地については、齋藤哲男及び齋藤敬一によって耕作を行ってきたものであり、清野四郎治の相続人らから小作料の支払いを受けたことはない。また、土地について永小作権の主張を受けたことも全くなかった。

したがって、永小作権は存在しなかったか、存在したとしても当事者により解除されたものであり、清野四郎治の相続人らは小作料の支払いをしなかったので、民法第276条により、永小作権の抹消請求をする。

次の8ページをお開きいただきたいと思います。

4、請求の要旨。相手方に対し、各土地の所有権に基づき、永小作権設定登記の抹消登記を求めるもの

5、訴訟遂行の方針。(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

なお、9ページには資料として今回該当する土地の公図写しを添付しております。赤枠で囲んでいる部分が、吉田大谷地の災害公営住宅用地となり、今回の該当する土地が茶色で着色した吉田字堰下80番1及び80番5であります。また、黄緑で着色した土地は、町道板橋一本松線道路改良工事等で取得した吉田字堰下78番2、80番2、80番3となります。

今回の議案については、東日本大震災からの復興を推進する中で災害公営住宅に居住する方の住所地となる用地を宅地に地目変更し、一筆に合筆して適正な管理をするため永小作権を外さなければなりませんので、ご同意をいただき、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、昭和46年と平成元年に、その時点でなぜ小作権の抹消手続きをしなかったんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） その当時のことといたしますか、実際の永小作権については、登記簿ももちろん確認、当時はしていたと思うんですけども、実態的にその権利がなかったという判断があったと思われまして。

議長（安細隆之君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 民法第276条は、小作料を2年以上支払わなかったときには永小作権の消滅を請求できるとなっております。同時に、判例では、または永小作人が破産宣告を受けたときも同じように永小作権の消滅を請求することができるとなっております。この永小作人は破産宣告を受けているんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） おりません。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。21人が被告人なんですね、予定としては。その21人に、町が永小作権の消滅を請求するという意思表示を行うことは可能なんですか、不可能なんですか。

議 長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） もちろん、町が行うことはできますが、やはりそれぞれの被告となるべき者、住所のところに21名分書いてありますが、遠隔地であるということと、この永小作権を設定した方の家督相続をした方が、奥さんが3名いらっしゃって、その関係上、相続人がこのように21名になったわけなんです。それぞれがまとまって相続が完全にできるという状況にはならないということで、今回裁判を起こしてこれを解決したいという意味で提案をさせていただいたものでございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案126号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案126号 訴えの提起についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第127号 教育委員会委員の任命について

議 長（安細隆之君） 日程第15、議案第127号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、議案第127号 教育委員会委員の任命についてご説明を

申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、提案理由でもご説明申し上げたとおり、平成25年9月30日をもって任期満了となる次の者について引き続き教育委員に任命したいと存じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所については、亙理町長瀬字長井戸41番地。氏名は玉田俊一。生年月日、昭和28年8月22日生まれでございます。

経歴等については、別紙のとおりでありますけれども、玉田氏は平成24年10月に就任されてから現在まで1年間にわたり教育委員会委員としてご尽力を賜っておる方でございます。

そこで、これまでの実績と教育情勢に精通されたすぐれた識見を有し、人格高潔である玉田氏に引き続きご就任いただくことが本町の教育行政の推進と東日本大震災からの復旧・復興のために有効であると考え、ご提案申し上げたところでございます。

議員各位の同意方、よろしくお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第127号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第127号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第16 議発第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

議長（安細隆之君） 日程第16、議発第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。小野一雄議員。

4番（小野一雄君） それでは、私から、議発第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）について趣旨説明を申し上げます。

説明は意見書（案）を読み上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。読み上げます。

議発第3号。平成25年9月20日、亶理町議会、議長安細隆之殿。提出者、亶理町議会議員、小野一雄。賛成者、亶理町議会議員、高野孝一。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏をごらんいただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収源で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化対策をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害などの脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長殿。宮城県亘理町議会。

以上、よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第18 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第18、委員会の閉会中の先進地調査申出の件を議題といたします。

産業建設常任委員会及び教育福祉常任委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年9月第23回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ

署 名 議 員 鞠 子 幸 則